

特定個人情報の適正な管理に向けて

兵庫県知事が行う個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）において、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）等の適正な取扱いを確保することを目的に、特定個人情報取扱規程（平成 27 年 11 月施行）（以下「取扱規程」という。）を定めている。取扱規程は、取扱責任者や利用責任者等の管理体制を定めるほか、特定個人情報等の収集、利用、保存、提供、削除・廃棄の各段階での取扱いを定めている。

公文書管理制度との関係では、特に、保存について、「特定個人情報等が記載された文書は、関係法令及び公文書管理規則に定める期間保存する。」（取扱規程第 11 条第 1 項）こととしている。これに関して、個人番号利用事務等に関して次のように対応することとする。

- ① 個人番号利用事務（別紙 1）は、税、社会保障、防災分野で 50 種類あり、事務所管課に保存期間等が適切に定められているかを確認するものとする。
- ② 個人番号関係事務（別紙 2）は、源泉徴収票等作成事務等 7 種類ですべての課・事務所で取扱っているため、このたび、関係法令の定めを整理し、保存期間や起算日のモデルを示し、必要に応じて訂正等するものとする。

■ 個人番号利用事務一覧

分野	根拠	項番号	事務の名称	業務主管課
税	法別表一	16,99	地方税に関する事務	税務課
	法別表一	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
	法別表一	20	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	21	未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は障害一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	40	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	42	戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	48	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	50	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	53	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	法別表一	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	[★]独自	1(4)	外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの	
	法別表一	7	児童福祉法による療育の給付に関する事務	障害福祉課
	法別表一	11	身体障害者手帳の交付に関する事務	
	法別表一	47	特別障害者手当等の支給に関する事務	
	法別表一	7	障害児入所支援に関する事務	ユニバーサル推進課
	法別表一	14	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	障害福祉課
	法別表一	14	精神保健福祉法による入院措置及び費用の徴収等に関する事務	
	法別表一	84	障害者自立支援給付の支給に関する事務	
	法別表一	33(3)	知的障害者の判定に関する事務	
	法別表一	7	里親の認定、審査に関する事務	児童課
	法別表一	7	児童福祉法による日常生活上の援助及び生活指導、就業の支援の実施に関する事務	
	法別表一	7	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支給に関する事務	
	法別表一	9	助産、母子生活支援施設の保護の実施に関する事務	
	法別表一	37	児童扶養手当の支給に関する事務	
	法別表一	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務	
	法別表一	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による便宜の供与に関する事務	
	法別表一	45	母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	
	法別表一	46	特別児童扶養手当の支給に関する事務	
	[★]独自	1(8)	高等学校卒業認定試験補助金支給事務(ひとり親家庭)	
	法別表一	7	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	疾病対策課
	法別表一	98	難病法に対する特定医療費の支給に関する事務	感染症対策課
	法別表一	10	予防接種の実施、給付の支給等に関する事務	
	法別表一	64	原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務	疾病対策課
	法別表一	70	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	感染症対策課
	法別表一	93の2	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	健康増進課
	[★]独自	1(5)の2	特定不妊治療に要する費用に係る助成金の支給に関する事務	
	法別表一	51	職業転換給付金の支給に関する事務	能力開発課
	[★]独自	1(1)	職業転換給付金の支給に関する事務	農業改良課
	[★]独自	1(3)の2	農業大学校授業料等の免除に関する事務	
	[★]独自	1(3)の2	森林大学校授業料等の免除に関する事務	林務課

法別表一 [★]独自	19,35, 61の2 1(2)	公営住宅、改良住宅、特別公共賃貸住宅及び特別公共賃貸住宅を用途変更した住宅の管理事務の管理に関する事務	公営住宅 管理課	
		特定優良賃貸住宅の管理事務		
		準公営住宅管理事務		
		公営住宅及び改良住宅の家賃減免事務		
法別表一	56	児童手当に関する事務	デジタル改革課	
法別表一	56	児童手当に関する事務	県警警務課	
法別表一	91	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(私立高)	教育課	
[★]独自	1(5)	高等学校等授業料軽減補助金交付事務(臨時特別補助を含む)(私立高)		
[★]独自	1(6)	学び直し支援金(私立高)		
[★]独自	1(7)	高等学校等奨学金支給事務(私立高)		
法別表一	91	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(県立大附属高)		
[★]独自	1(6)	学び直し支援金(県立大附属高)		
[★]独自	1(7)	高等学校等奨学金支給事務(県立大附属高)		
法別表一	26	特別支援学校就学奨励費の支給に関する事務	(教委) 財務課	
法別表一	91	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(県立高)		
[★]独自	2(1)	高等学校等授業料等免除に関する事務(県立高)		
[★]独自	2(2)	県立高等学校等支援金の支給に関する事務(家計急変世帯への支援)		
[★]独自	2(2)	高等学校等支援金支給事業(学び直し)(県立高)		
[★]独自	2(3)	特別支援学校就学奨励費の補助に関する事務		
[★]独自	2(4)	高等学校等奨学金支給事務(県立高)		
法別表一	27	学校医療費援助事務	(教委)体育 保健課	
防災	法別表一	6	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する事務	災害対策課
	法別表一	69	被災者生活再建支援金の支給に関する事務	防災支援課

[★]は番号利用条例別表第一に掲げる独自利用事務

(表2) 個人番号関係事務一覧

区 分	関係法令の定め		
	関係法令等	保存期間	起 算 日
1 源泉徴収票 (3条2項(1))	国税通則法 70、71、 72、73	7年	その申告書等の 提出期限の属す る年の翌年1月 10日の翌日
2 支払調書 (3条2項(2))		7年	
3 被保険者資格取得 届(3条2項(3))			
① 雇用保険	雇用保険法 規則143	4年	完結の日【退職、 解雇、死亡の日】 〔雇保規143〕
② 健康保険	健康保険法 規則34	2年	完結の日【退職、 解雇、死亡の日】 〔健保規34〕
4 国民年金第3号被 保険者関係届(3条 2項(4))	地方共済組 合兵庫県支 部文書取扱 規程18、19	5年	完結した日の属 する会計年度の 翌年度の初日
5 各種共済関連書類 (3条2項(5))	地方公務員 共済法規程 165	3年	処理の終わった 翌事業年度 〔地共規165〕
6 公務災害基金に提 出する書類(3条2 項(6))	労働基準法 109、労働基 準法規則56	3年	災害補償終了日 〔労基法109、労 基規56〕
7 財産形成住宅貯蓄 及び財産形成年金貯 蓄に関する申告書 (3条2項(7))	国税通則法 70、71、72、 73	7年	その申告書等の 提出期限の属す る年の翌年1月 10日の翌日

(注)「区分」欄の()は、特定個人情報等取扱規程の条項番号

公文書ファイル管理簿の記載例				
分類		名称 (小分類)	起算日	保存期間
大分類	中分類			
総務 (共通)	給与等 (共通)	年末調整・源泉徴収	R4.4.1	7年
総務 (共通)	一般 (共通)	外部有識者支払調書	R4.4.1	7年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	会計年度職員雇用保険	完結した日の会 計年度の翌年度 の初日	4年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	会計年度職員健康保険	完結した日の会 計年度の翌年度 の初日	2年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	国民年金第3号被保険者 関係届	完結した日の会 計年度の翌年度 の初日	5年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	共済組合認定・更新・掛 金等	R4.4.1	3年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	公務災害基金提出書類	災害補償終了日 の会計年度の翌 年度の初日	3年
総務 (共通)	福利厚生 (一般)	財産形成貯蓄	R4.4.1	7年